

東労発基 0125 第 12 号
令和 4 年 1 月 25 日

(公社) 東京労働基準協会連合会長 殿

東京労働局労働基準部長



製造業の災害防止のための安全対策について(要請)

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から労働安全行政の推進に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京労働局管内において、令和 4 年 1 月 7 日現在での令和 3 年中の製造業の労働災害については、死亡災害が 5 件（前年同期比 +4 件）、休業 4 日以上の死傷災害が 584 件（同 +41 件）発生しています。

事故の型では動作の反動・無理な動作、はさまれ・巻き込まれ、転倒、倒壊・崩壊などで増加しており、製造業での死傷災害の 50% が 50 歳以上で占められていることに加えて、特に転倒災害の 75% が 50 歳以上の年齢層となっています。

また、本年に入ってからも当局立川署管内の製造プラント内でメンテナンス作業中に 2 名が死亡する災害も発生したところです。

災害原因などについては、現在調査中ですが、当該死亡災害も受けて、災害が増加傾向にある製造業の労働災害防止に向け、下記資料を参考に新型コロナウイルス感染拡大防止に十分配慮した上で、機械設備などのハード面、作業教育などのソフト面、適切な作業指示などの作業管理面に対する安全対策の取り組みの強化を貴団体の製造業会員に対して図っていただきますようお願いします。

記

添付資料

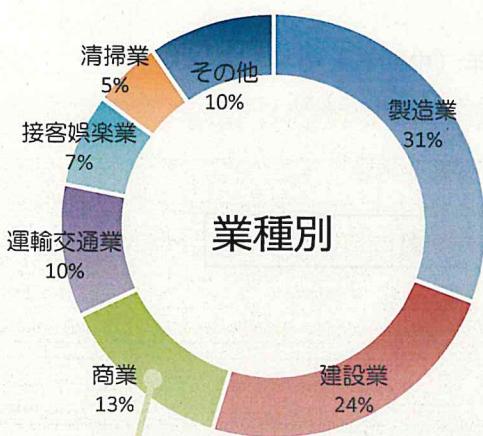
1. 東京における機械による労働災害の発生状況
2. S T O P 転倒災害 3 つの転倒防止
3. エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



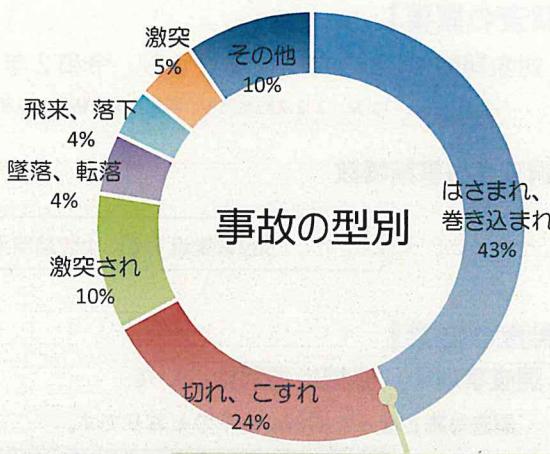
東京における機械による労働災害の発生状況

東京労働局管内・休業4日以上の労働者死傷病報告（13次防期間中/R3.9月末現在）による

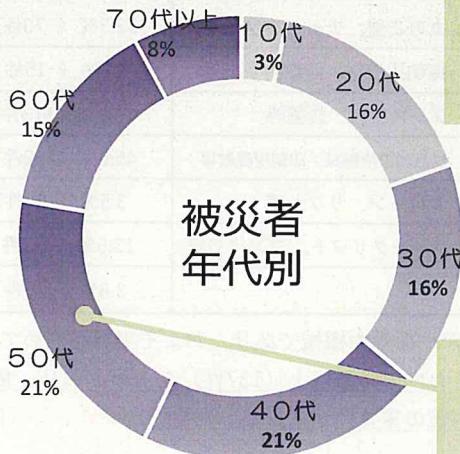
第13次労働災害防止期間中（平成30年～）において、東京労働局管内では、機械による労働災害が**2461**件発生しており、当期間の全労働災害のうち、5.6%を占めています。機械の種類で見ると食品加工用機械（機械災害のうち14.2%）が最も多く、次いでフォークリフトなどで発生しています。その他各項目別内訳は以下のとおりです。



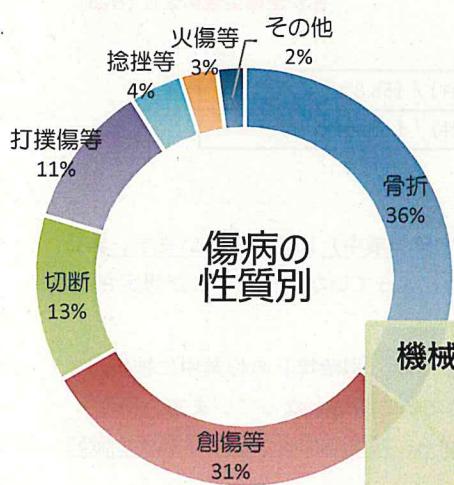
製造業、建設業のほか商業（小売業など）で機械災害が多く発生しています



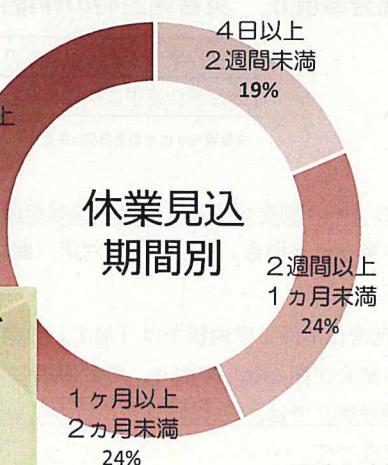
“はさまれ、巻き込まれ” “切れ、こすれ”的災害が67%を占め、傷病部位では“「指」”が多くを占めています



どの年代にもまたがりますが50代以上の被災者が4割超を占めています



機械は大きなエネルギーを有することから、重篤な災害が少なくありません



東京における 機械械災害発生事業場に対する調査結果（中間報告）について

東京労働局では、第13次労働災害防止計画（2018～2022年の5か年）に基づき、死亡災害の撲滅をはじめとする労働災害防止対策の推進に取組んでいます。同計画では、災害の形態別対策として、機械災害を発生させた事業場に対する指導を行っています。機械災害の発生にはどのような背景が認められるか、以下、東京労働局管内18の労働基準監督署が実地で確認した結果をとりまとめましたので、機械安全対策の参考にしてください。

【調査の概要】

対象期間：13次防期間のうち、令和2年度までの3か年（中間まとめ）

なお、12次防期間中の同様の調査結果を参考比較のため併記する（【】書きによる）

調査実施事業場数

569事業場 / 【12次防期間中（参考）：753事業場】

【調査の結果】

調査項目Ⅰ. 機械の種別について

調査対象となった機械は以下のとおりです。

種別	(具体例)	割合（件数）
木材加工用機械	丸のこ盤、チェーンソー等	12.3% (70件) / 【17.4%】
建設機械等	掘削用機械、解体用機械等	2.6% (15件) / 【-】
金属加工用機械	プレス機械、旋盤等	19.9% (113件) / 【27.1%】
一般動力機械	食品加工用機械、印刷用機械等	45.5% (259件) / 【42.8%】
動力クレーン等	クレーン、リフト等	3.5% (20件) / 【-】
動力運搬機	フォークリフト、コンベア等	13.5% (77件) / 【12.6%】
その他		2.6% (15件) / 【-】

→ 対象として最も多かったのが一般動力機械であり、およそ半数を占めています。中でも食品加工用機械が最も多く、その内の半数以上（137件）を占めており、食料品の製造や加工を行う事業場に向けた安全対策の重要性が増しています。

（併せてCheck➡）

※食品加工用機械に係る労働安全衛生規則改正（H25）



調査項目Ⅱ. 災害発生時の作業内容について

定常作業中に被災したもの	58.6% (345件) / 【58.8%】
非定常作業中に被災したもの	41.4% (244件) / 【41.2%】

※重複ありのため合計589件となる

→ よりも4割を超える災害が、機械を通常に運転していないとき（非定常作業中）に発生しています。非定常作業を行う場合、既存の安全対策（囲い、覆い、安全装置等）が有効となっていなかったことが想定されます。

→ 定常作業の災害内訳では「加工」作業中に、また、非定常作業の内訳では「掃除等」の作業中に被災している割合が高くなっています。それぞれの災害内訳中のおよそ半数を占めている状態となっています。特に「掃除等」では、機械動作中に行っているケースが多くみられることから、電源を切る等の基本事項の徹底が重要です。

調査事項III. 災害発生以前に実施されていた安全管理について

1. リスクアセスメント(RA)の実施について

リスクアセスメントの実施 有	22.1% (79件) 【(参考)12次防期間中: 19.9%】
----------------	----------------------------------

実施している場合の具体的取組の適否

項目	適切であった割合
①実施体制が整備されている	96.2% 【93.0%】
②実施規定が作成されている	75.6% 【72.8%】
③RAに基づくリスク低減措置が実施されている	92.4% 【78.1%】
④製造者等から使用上の情報提供を受けている	38.2% 【31.6%】
⑤リスク情報に基づきリスク低減措置を実施している	51.9% 【50.9%】

→ 機械災害を発生させた事業場のうち、およそ8割の事業場がリスクアセスメント(RA)を実施していないことから、災害を防止する上で、リスクアセスメントの重要性が浮き彫りとなっています。

→リスクアセスメントを実施している事業場の具体的な取組に関しては、12次防期間の同様の調査と比較すると、改善の傾向こそ認められますが、その実施水準にバラツキが大きく、特に製造者等からの使用上の情報提供を受けている割合が低調となっており、自ら使用する機械の特性を理解することが重要です。

2. 災害の起因物となった機械の管理状況について

項目	適切であった割合
①適切な安全囲いがあった	63.3% 【60.4%】
②作業手順が作成されていた	45.1% 【44.5%】
③保護具が適正に管理されていた	71.0% 【68.3%】
④安全装置が設けられていた	72.3% 【66.0%】
⑤取扱い作業者へ安全教育が実施されていた	65.3% 【69.1%】
⑥標識等による注意事項が掲示されていた	56.7% 【44.2%】
⑦本社等から適切な支援があった	71.8% 【-】

→ 機械による労働災害を防止するための一般的な事項について、日頃より（災害が起きる前から）対策がとられている割合を示しています。災害が発生した事業場においては、このような一般的な取組が日常的に不十分であった可能性が伺えます。

→特に半数以上の事業場では、災害の起因となった機械の取扱い作業に関する作業手順書が作成されていませんでした(②)。標識等による注意事項の掲示(⑥)や、安全教育(⑤)が適切であった割合も6割前後にとどまっており、安全行動に対する意識や手法が作業者に十分伝わっていなかったことが想定されます。また、保護具の適正管理(③)についても12次防調査時よりは向上が認められますが、教育等のソフト面が十分ではない状況が散見されることから、保護具使用の理由や方法等を作業者に理解させることが重要です。なお、保護具に頼らない本質的な機械安全化を進めることが求められます。

調査事項IV. 災害が発生した後に実施した取組について

項目	適切であった割合
①災害の原因調査・分析をした	68.4% 【75.2%】
②機械の改善、補修等を行った	47.7% 【32.9%】
③関係労働者へ教育を行った	68.6% 【80.5%】
④作業場所周囲の整頓等を行った	75.8% 【40.0%】
⑤安全委員会等において審議等を行った	67.4% 【49.5%】
⑥作業方法等の改善を行った	59.0% 【58.3%】
⑦保護具、治具等を整備した	44.8% 【32.0%】
⑧機械メーカーに連絡、相談を行った	26.7% 【16.8%】

→ 機械による労働災害が発生してしまった後の対応の適否を表しています。災害後に行なった安全対策(機械の改善、補修等(②))の実施が低いことが認められます。また、機械メーカーに連絡、相談を行なった割合(⑧)も同様に低調です。特に機械本体に原因がある場合には、対策を講じなければ再発率は増加します。機械メーカーとの緊密な連携のもと、機械の改善を行い、本質安全化に向けて推進することが重要です。

→ 災害後の原因調査や分析を行っていない事業場の割合が3割以上となっています(①)。発生した災害を分析し、原因を把握することは、同種災害を防止する上で極めて重要です。原因が不明瞭なままであれば、適切かつ効果的な対策を講じることはできません。

調査事項V. 労働安全衛生法令に基づく措置状況（事業場内のすべての機械が対象）

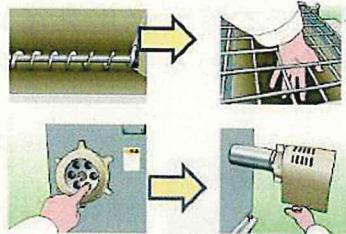
項目	違反割合
① 則25 作業部分上の突起物等の防護措置	4.5% 【 3.4%】
② 則28 安全措置の有効保持	13.6% 【14.3%】
③ 則35 雇い入れ時等の教育	4.6% 【 5.4%】
④ 則36令20 就業制限等（教育、免許等）	18.4% 【14.6%】
⑤ 則101 原動機等危険防止	14.0% 【11.5%】
⑥ 則103 動力しゃ断装置	1.4% 【 2.7%】
⑦ 則104 運転開始の合図	3.2% 【 5.2%】
⑧ 則105,106 加工物、切屑等の飛来による危険の防止	3.2% 【 2.4%】
⑨ 則107,108,130の3等 掃除、送給、取出し等の場合における運転停止等	32.6% 【28.0%】
⑩ 則113,114,117,121等 回転物、歯等の覆い、囲い等	12.0% 【-】
⑪ 則151の7,158 車両系荷役運搬機械等、車両系建設機械の接触防止	23.7% 【13.7%】
⑫ 則151の78 コンペアの非常停止装置	3.7% 【 3.6%】
⑬ 則24の13 機械譲渡者等からの危険性等の情報提供による リスク低減措置（努力義務）	39.4% 【61.1%】
⑭ その他 機械の包括基準に関する指針に基づく対策実施	43.8% 【65.2%】 (実施されていない割合)

※則 : 労働安全衛生規則

調査事項V. 労働安全衛生法令に基づく措置状況（事業場内のすべての機械が対象）（続き）

法令は最低基準であり、関係者はどの規定も必ずその内容を確認し、これを履行する必要があります。同時に、違反があった割合にも傾向が認められます。

→ 機能としての安全措置（⑥、⑫）に関しては、違反の割合は低いことが認められますが、これと比較し、囲い、覆い等構造としての安全措置（⑤、⑩）違反の割合が高くなっています。古い機械等については、機械自体の構造の不備に加え、実際の使用の段階で覆いや囲いが取り外されてしまうことも要因として考えられます。



その覆い、囲いは有効ですか？

→ 機械の安全化には、メーカー側とユーザー側がそれぞれの立場で必要な取組を進めることが重要ですが、併せて、機械の譲渡、提供時に留意すべき事項等が規定されており、多くの事業場ではこれらの取組が不十分であることが認められます（⑬、⑭）。

→ また、安全装置の有効保持（②）、就業制限（④）、及び掃除等の場合の運転停止等（⑨）などの措置に関しては、さらに違反の割合が高くなっています。

調査の結果を踏まえた機械災害防止のポイント □

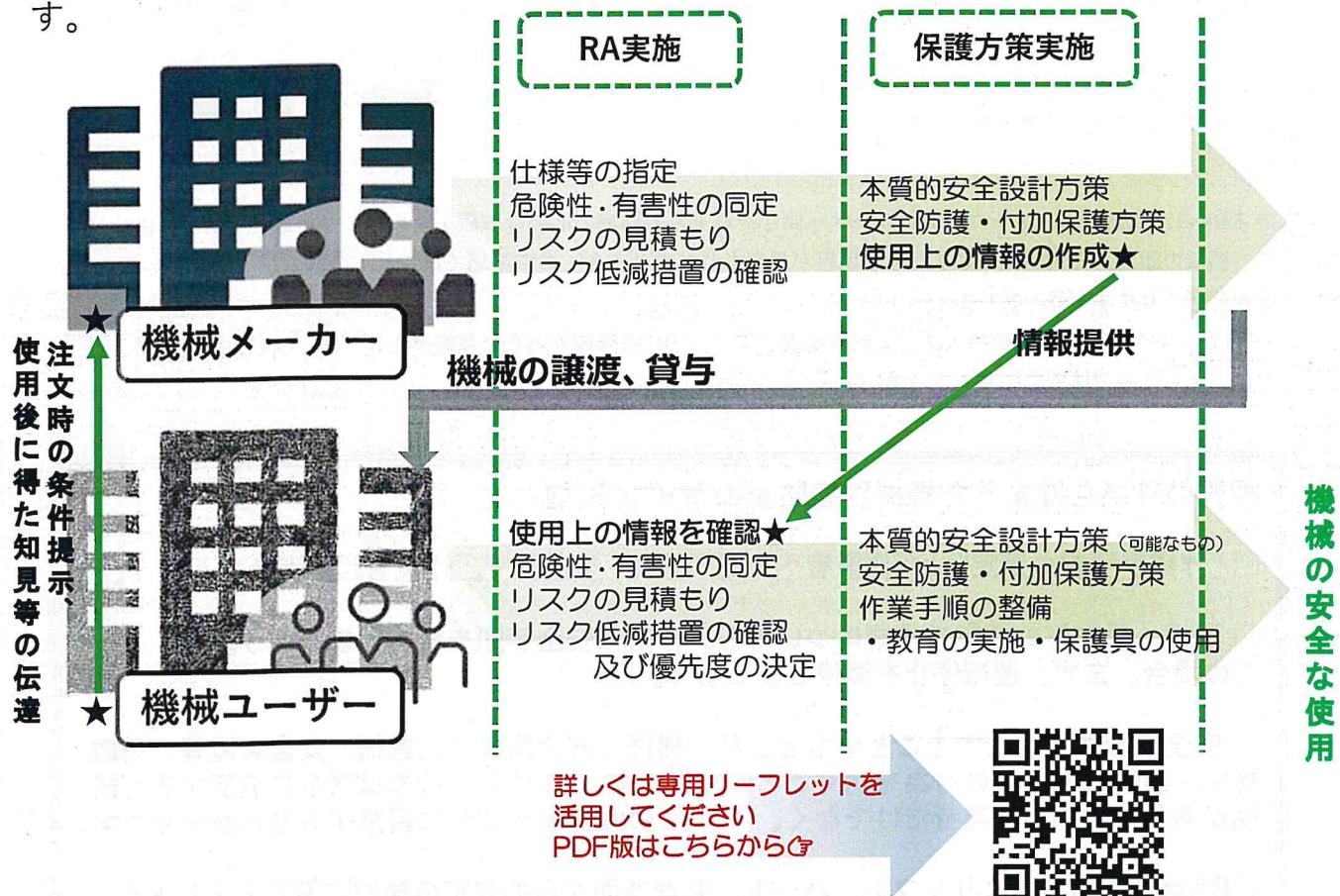
- “作業手順書の策定”と“作業者への周知教育”を通して、作業管理を進めましょう。
- 清掃、保守等の非定常作業についても、事前に安全手順を検討しましょう。
この場合、まず、運転停止を徹底しましょう。
- 安全な機械を導入することはもとより、機械の安全措置（防護柵、安全装置等）を取り外す、無効にする等の行為を防ぐことが重要です。これらの行為は法令に違反する可能性があり、実際の作業者だけでなく、すべての関係者がこれに留意する必要があります。
- RA手法の導入によりソフト、ハード、管理各面からの対策の検討に役立てましょう。
既にRAを実施している事業場は、実施水準のさらなる向上を目指しましょう。
(□) 機械そのものを対象とした管理だけではなく、作業毎のリスク評価を実施し、対策の優先度を決定しましょう。
- 機械の安全化には、“残留リスク情報”及び“実際の作業方法等”について、メーカー側とユーザー側が情報を共有して対策を検討することが望されます。

※具体的には次ページ以降の考え方を参考にしてください

(機械安全において参考となる考え方)

機械の包括的安全基準に関する指針 (H19改正版)

この指針は、すべての機械に適用できる包括的な安全基準です。具体的な実施事項が示されている中、RAの実施が特にポイントになっています。機械のメーカーは製造段階で本質安全化を進め、ユーザーは使用段階で残留リスクを適切に管理する。機械に関わるそれぞれの立場で機械の安全化に取組むことが求められます。



リスクアセスメント (RA) について

RAの実施目的は、①機械設備に潜在する危険源を同定し、②論理的な手順により客観的にリスクを評価することになります。これにより、残留リスクが明確になり、メーカー側からユーザー側に残留リスク情報を伝えることで、ユーザー側が実施するRAを通じたリスク低減に貢献できます。

RAはその実施時期が重要であり、設計完了後では本質的安全設計が適用しにくく、防護方策に依存することになり、かつ、事後処理的な対応では“安全はコストがかかる”という考えにつながってしまいます。構想→機能→詳細の各設計ステージでRAを実施することが、適切な対策を可能にし、ひいてはコストミニマムでリスク低減が可能になります。

RA等関連資料・教材を
活用してください
(厚生労働省HPへリンク)



機械に関する危険情報の通知制度（H24努力義務化）

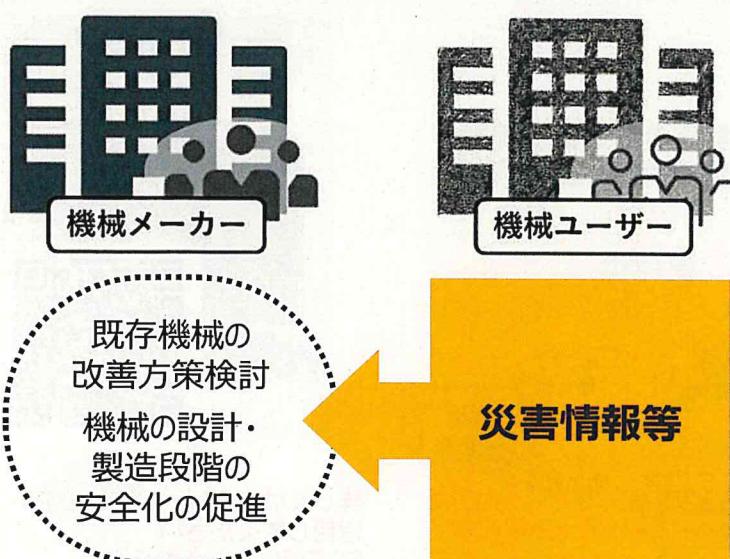
機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針（H24）

機械の包括的安全基準に関する指針では、メーカー側のRA結果に基づく残留リスク情報をユーザー側へ提供することを求めていました。

ユーザー側において適切かつ有効なRAを実施するために、この情報の入手は欠かせないことから、機械の譲渡等において「残留リスク情報を通知すること」が努力義務化され、併せて通知を促進するための必要な指針が公表されています。



機械ユーザーから機械メーカー等への災害情報等の提供の促進要領（H26）



機械を使用する事業場で発生した機械による災害に関する情報は、製造者による製品の改善に役立つものであるため、製造者は使用者に対して機械の災害情報の提供を求めることが望ましいとされています。

ユーザー側からメーカー側への機械の災害情報等の提供及び、これによる機械の設計・製造段階の安全化を促進するため、上記要領が策定されています。

設備の経年化による労働災害の防止

労働災害防止のための課題として、一部業界において高度経済成長下の生産拡大期に設置された生産設備が多く、設置から30年以上経過した生産設備が多数を占める事業場が多くなっていること等が挙げられます。

このような状況の中で、動力機械設備及び付帯設備の経年化に伴う災害リスクの検証をもとに、これら経年設備による労働災害防止のための設備面及び管理面の対策をとりまとめています。

経年設備対策の例	具体的な内容
点検強化	長期保全計画の作成 点検結果に応じた点検頻度の設定
設備のランク付け	設備が停止した場合の影響度評価に、使用年数を加える。
定期的な設備更新	設備保全ロードマップの作成
定期的な部品交換	保全カレンダーに沿った定期的な部品交換
日常の設備保全	日常保全、定期保全計画の作成
不具合の早期発見	平時の気づき、パトロール、ヒヤリハットの活用

設備の経年化による
労働災害リスクと防止対策

一冊成2分冊版、平成30年度、令和元年度版のまとめ



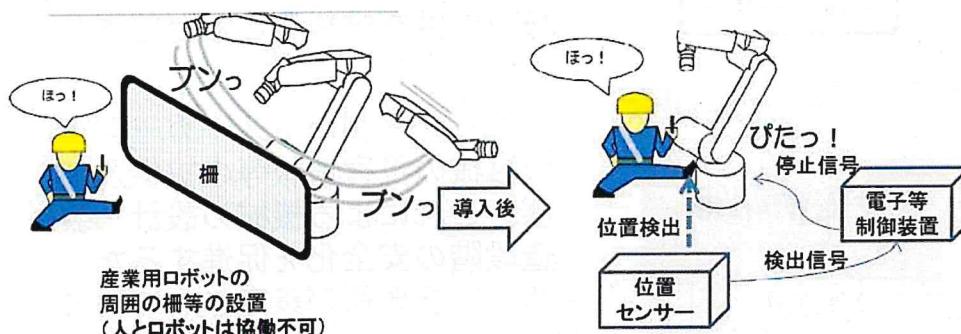
詳しくは専用リーフレットを
活用してください
PDF版はこちらから♪

機能安全による機械等の安全確保

近年、電気・電子技術やコンピュータ技術の進歩に伴い、これらの技術を活用することにより、機械等に対して高度かつ信頼性の高い制御が可能となってきています。従来の機械式の安全装置等に加え新たに電子等制御の機能を付加することにより、機械等による労働者へのリスクを低減するための措置（機能安全）及びその決定方法のために必要な基準に関する指針が公表されています。

機能安全導入による安全規制の高度化 ～機能安全により可能になること～

例：人とロボットの協働（電子等制御によるロボットの自動停止機能）
※電子等制御の信頼性の水準の認証が前提



機能安全を
ご存じですか！？

機能安全が可能にする機械の安全確保



詳しくは専用リーフレットを
活用してください
PDF版はこちらから♪

！3つの転倒予防

オットott

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%

転倒によるケガの約6割が休業1か月以上のケガです！！

① 作業場所の 整理整頓



② 作業場所の 清掃



③ 毎日の 運動



► 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP ! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック！



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

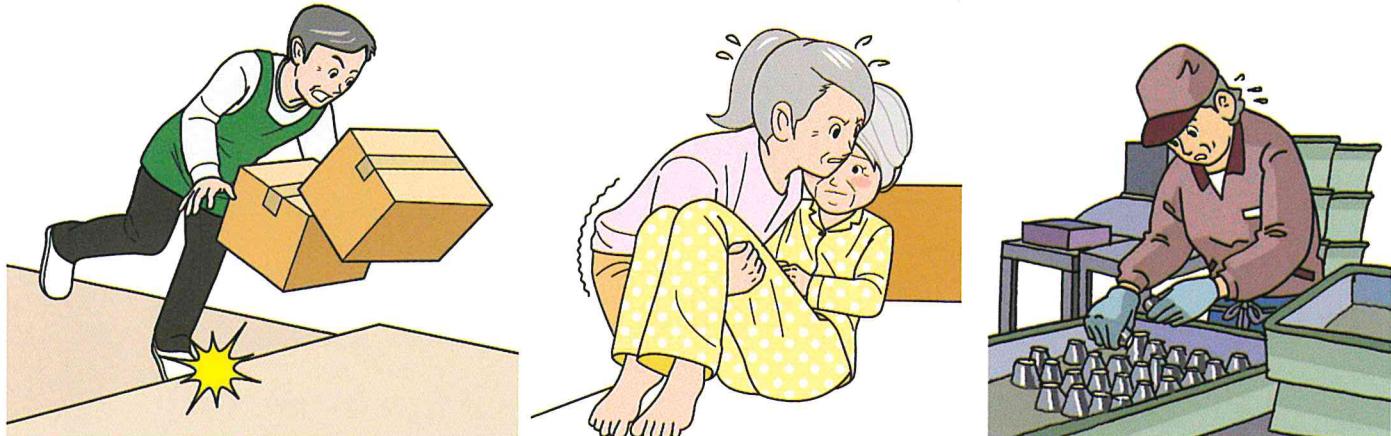
問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

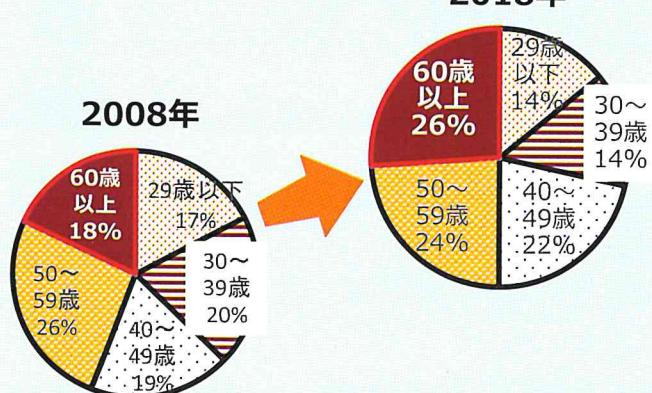


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

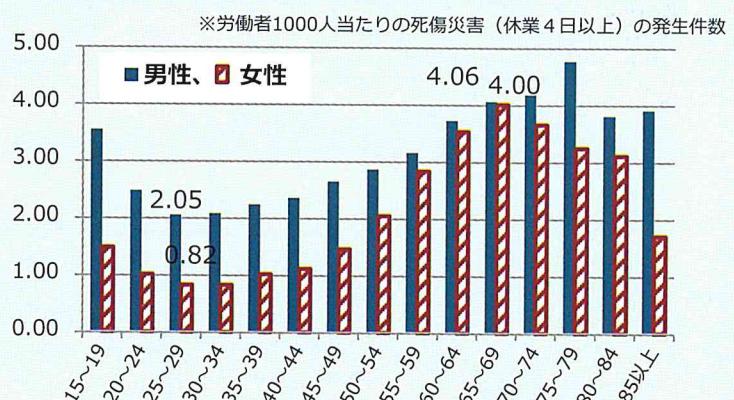
こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

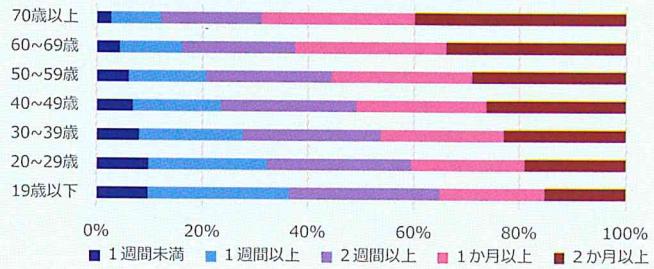
2018年



<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

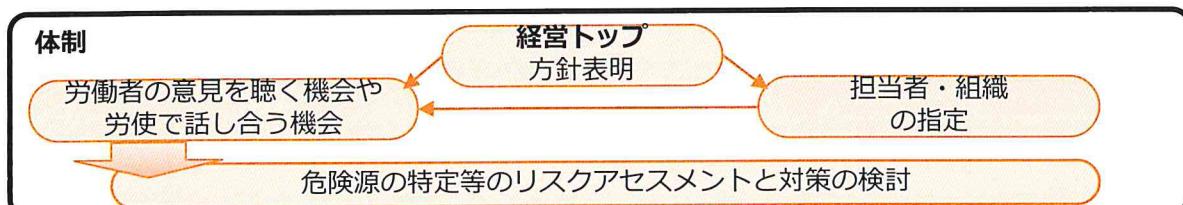
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者に求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



具体的な取組

	予防	把握・気づき	措置
安全衛生教育 場のリスク	身体機能を補う設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
	メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
	運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置(労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)
	体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	健診後の面接指導、保健指導 体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導
人のリスク			

1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- 対策について労働者の意見を聞く機会や、労使で話し合う機会を設けます



✿考慮事項✿

- 高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的な事項を参考に取組事項を決定します

✿考慮事項✿

- 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します



※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

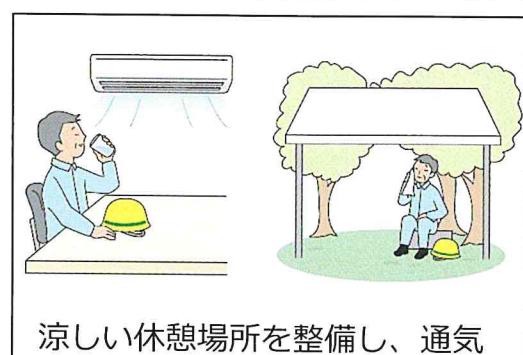
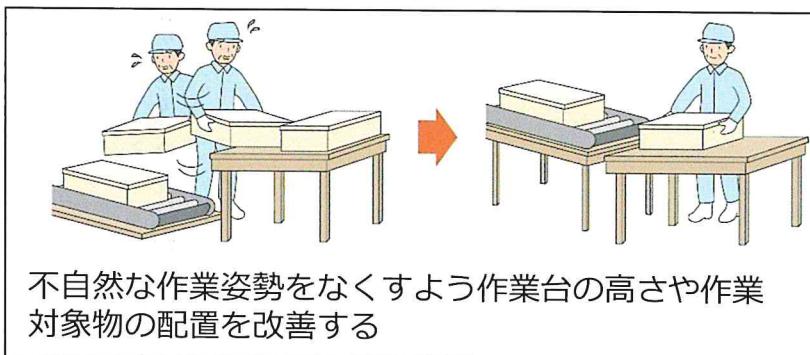
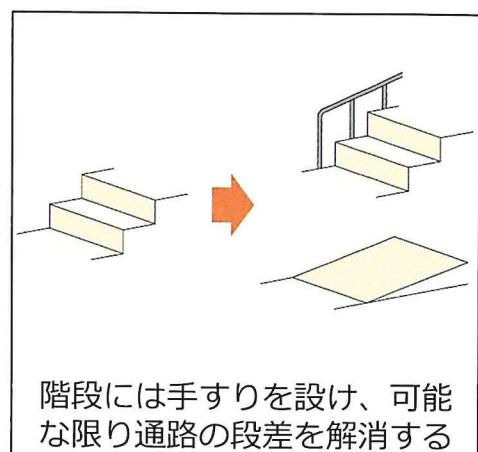
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストツール等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

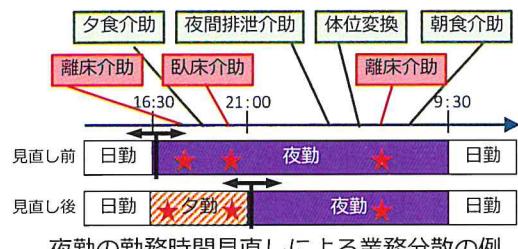
(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

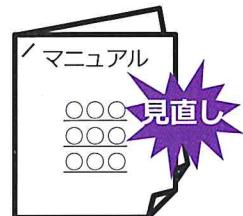
<共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくなります
(短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等)



- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します

- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



<暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- 高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

◆対策の例◆

- 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

◆考慮事項◆

- 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

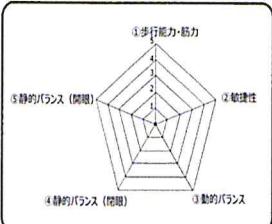
体力チェックの一例

詳しい内容は→



III レーダーチャート

評価結果を転記欄で記入
(I)の身体機能計測結果を黒字、IIの質問票(身体的特性)は赤字で記入



項目内容	回答	合計	評価
1. 人ごみ中、正面から来る人にぶつからず、よけられますか	○	点	① 行き止まり
2. 同年代にして体力に自信はありませんか	○	点	② 積極性
3. 実現的な事柄に対する体の反応は素早い方だと思いますか	○	点	③ 動的バランス
4. 歩行中、小さく段差を跨ぎながら歩きます。(次回の段差を出します)	○	点	④ 静的バランス
5. 片足で立ってままで座ることができると思いますか	○	点	⑤ 静的(筋肉)
6. 一歩前に引いたらいのを、絶えず歩行で間隔歩きでできると思いますか	○	点	⑥ 静的(筋肉)
7. 駆け足で走り足でのいろいろな負担がありますか	○	点	⑦ 静的(筋肉)
8. 電車に乗って、つま先につまずくのがつい立つて歩めませんか	○	点	⑧ 静的(筋肉)
9. 肘を開けて歩でどちらかの負担がありますか	○	点	⑨ 静的(筋肉)

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)

あなたの結果は [] cm / [] cm (身長) = []

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~



② 座位スティッピングテスト (敏捷性)

あなたの結果は [] 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	29	44	48~



③ ファンクショナルリリー (動的バランス)

あなたの結果は [] cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30~35	36	39~40~



④ 閉眼片足立ち (静的バランス)

あなたの結果は [] 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~



⑤ 閉眼片足立ち (静的バランス)

あなたの結果は [] 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1~



身体機能計測の評価数字を
IIIのレーダーチャートに黒字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講すべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

ガイドラインの概要

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- 業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- 疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- 集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
- 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

※対策の例※

- フレイルやロコモティブシンドromeの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- 体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- 健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



5 安全衛生教育

(1) 高年齢労働者に対する教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- 身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- 勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2) 管理監督者等に対する教育

- 教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

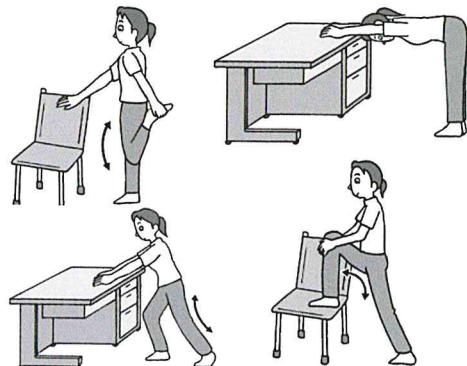
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るために努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。**

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

■厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>



■独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>



国による支援等（令和3年度）

エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和3年6月11日～10月末）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください

対象者 60歳以上の高年齢労働者を常時1名以上雇用する中小企業事業者

補助額 補助率2分の1、上限100万円

対象経費 高年齢労働者の労働災害防止のための措置に関する経費

■事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定します

(全ての申請者に交付されるものではありません)

■交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中でも受付を締め切ります



※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

高年齢労働者安全衛生対策機器実証事業

安全衛生対策を実証しその結果をまとめていますので、今後の安全衛生対策にぜひご活用ください。

■腰痛リスク低減対策（3件）



■安全表示に関する取り組み



■転倒防止に関する取り組み



厚生労働省 安全衛生実証

※令和2年度の実証内容等の実証事業の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認とヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。

◆ **現場巡回における目つけ所**のアドバイスを行います。

◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について

65歳超雇用推進プランナー
高年齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・ 高年齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている
外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 中小企業診断士
- 社会保険労務士
- 学識経験者



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関するこ
- 賃金、退職金制度の整備に関するこ
- 職場の改善、職域開発に関するこ
- 能力開発に関するこ
- 健康管理に関するこ
- その他高年齢者等の雇用問題に関するこ

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ(<http://www.jeed.or.jp>)からご覧いただけます。

○「65歳超雇用推進事例サイト(<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

厚生労働省ホームページに掲載しています

